

運営規程

オランジュ福祉サービス YONO

指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）

（事業の目的）

第一条 株式会社みつばが開設する「オランジュ福祉サービスYONO」（以下「事業所」という）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業等」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」という）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

名称 オランジュ福祉サービス YONO

所在地 丹羽郡大口町余野 6 丁目 177 セントエルモ 101 号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

(2) 専門相談員 2名以上（常勤換算）

専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし国民の休日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。

（指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料等）

第六条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 3 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 4 レンタル料は1か月単位とし、開始月と終了月の利用料は次の通りとする。
 - ① 契約の開始日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日とその月の16日以降の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ② 契約の終了日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日とその月の16日以降の場合は月額レンタル料相当額
 - ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額
- 5 第七条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。
- 6 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 7 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第七条 通常の事業の実施地域は、名古屋市、江南市、一宮市、大口町、津市、松阪市、鈴鹿市、静岡県周智郡、袋井市、掛川市、磐田市、岐阜市、長野県上伊那郡、可児市の区域とする。

（消毒及び保管方法）

第八条 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者に委託する。

株式会社 日建リース工業株式会社

愛知県名古屋市北区六が池町499-1

（虐待防止のための措置）

第九条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （１） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （２） 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- （３） 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。
- （４） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第十条 専門相談員の質的向上を図る為に研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- （１） 採用時研修 採用後三ヶ月以内
- （２） 継続研修 年一回
- （３） 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- （４） 従業者であったものに、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用規約の内容に含むものとする。
- （５） この規定に定める事項のほか、通常に関する重傷事項は株式会社みつばと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社みつばと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、平成 30 年 8 月 16 日から施行する。
- 附則 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。